

# 商品概要説明書

2026年6月1日現在

商 品 名	住まいるリフォーム				
ご 利 用 いただける方	満25歳以上完済時満70歳以下で、安定収入のある個人または個人事業者（同一事業所に2年以上勤務または営業）の方で、当金庫の基準を満たす方				
お使いみち	ご本人またはご家族が所有し居住する住居および倉庫、車庫、塀等のリフォーム資金、耐震改修資金、リフォーム対象物件にかかる住宅ローンを一化する場合の借換資金				
ご融資金額	50万円以上1,000万円以下				
ご融資期間	最長15年（ただし、ご融資金額が500万円以下の場合は10年以内）				
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>・お借入れ後の金利は、当金庫の新長期プライムレートを基準として、年2回利率を見直します。3月1日基準のご融資利率は5月返済分から、9月1日基準のご融資利率は11月返済分から適用されます。</li> </ul> <p><b>【優遇条件】</b> 当金庫との以下の取引内容に応じて、基準金利より最大 [年1.00%] 差し引かせていただきます。</p>				
		優遇項目	取引内容	優遇幅	
	A	給与振込	本人の給与振込（10万円以上）がある方	▲0.30%	
	B	以下のうち3項目以上該当（①～③については同居の配偶者口座も可）		▲0.30%	
		①	公共料金		公共料金の支払を当金庫の口座からされている方
		②	クレジットカード		クレジットカード決済を当金庫の口座からされている方
		③	公金受取口座		公金受取口座を当金庫にご指定の方
		④	中国しんきんカード		中国しんきんカード（VISA・JCB）をお持ちの方
		⑤	通帳アプリ	通帳アプリの登録をされている方	
	C	職域先従業員	職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの方	▲0.20%	
D	住宅ローン	当金庫で住宅ローンをご利用中の方	▲0.20%		
最大優遇幅（A~D合算）			▲1.00%		
ご返済方法	毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。 ただし、ボーナス返済部分の元金は、ご融資額の50%以内とします。				
保証人	1名以上必要です。（同居親族の方でも可） 所得合算者または担保提供者は保証人となっていただきます。				
担保	原則不要です。 ただし次の場合は、リフォーム対象物件に抵当権を設定いたします。 ・融資期間が10年を超える場合 ・融資金額が500万円を超え、住宅ローンの借換を含む場合 ・当金庫が必要と認めた場合				
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上返済時や条件変更時には別途、当金庫所定の手数料がかかります。</li> <li>・印紙税、抵当権設定に必要な登録免許税及び司法書士宛報酬が必要になります。</li> </ul>				
団 体 信 用 生 命 保 険 等	当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただくことができます。ただし、保証内容によって保険料相当分をご融資利率に上乗せさせていただく場合があります。				
苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。				

<p>紛争解決措置</p>	<p>東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳しい条件、手数料、金利、返済額の試算等につきましては、窓口までお問い合わせください。</li> <li>・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>